

議案第 13 号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地番図又は航空写真の写しの交付、住民基本台帳の閲覧等に関する手数料の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例(平成12年富津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

27	公課に関する証明手数料	公課(課税の基礎となる額、税額等)に関する証明書の交付	1件につき	300円
28	土地及び家屋に関する証明手数料	固定資産評価額及びその他これに類する証明書の交付	1件につき	300円
29	資産に関する証明手数料	固定資産に関する証明書の交付	1通につき	300円
30	公簿等の閲覧又は照合に関する手数料	公簿、行政文書及び図面の閲覧又は照合	1件につき	300円
31	公簿等の謄本又は抄本の交付手数料	公簿、行政文書及び図面の謄本又は抄本の交付	1件につき	300円
32	その他の証明手数料	その他市長が必要と認める証明	1通につき	300円

」を

「

27	住民基本台帳閲覧手数料	住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の閲覧	1人につき	100円
28	納税証明書交付	地方税法(昭和25	1件につき	300円

	手数料	年法律第 2 2 6 号) 第 2 0 条の 1 0 の 規定による徴収金 に関する事項の証 明書の交付	き	
2 9	所得、課税等証 明書交付手数料	個人の市民税及び 県民税に係る収入 金額、所得金額、所 得控除の額、税額等 に関する事項の証 明書の交付	1 件につ き	3 0 0 円
3 0	法人住所証明書 交付手数料	法人の名称、代表者 氏名及び所在地に 関する事項の証明 書の交付	1 件につ き	3 0 0 円
3 1	固定資産課税台 帳等の閲覧手 数料	地方税法第 3 8 2 条の 2 第 1 項の規 定による固定資産 課税台帳又は同法 第 3 8 7 条第 3 項 の規定による土地 名寄帳若しくは家 屋名寄帳の閲覧	1 件につ き	3 0 0 円
3 2	固定資産課税台 帳記載事項証明 書交付手数料	地方税法第 3 8 2 条の 3 の規定によ る固定資産課税台 帳に記載されてい る事項の証明書の 交付	1 件につ き	3 0 0 円

33	地番図又は航空写真交付手数料	固定資産税賦課のため作製した地番図又は航空写真の写しの交付	1枚につき	300円
34	その他の証明手数料	前各項に定めるもののほか、市長が必要と認める証明	1通につき	300円

」に

改める。

別表備考を次のように改める。

備考 1通の証明書に2種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。